大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年5月23日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所株式会社ドン・キホーテ代表取締役 吉田 直樹東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

## 2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドン・キホーテ京都伏見店 京都市伏見区中島樋之上町41番地 ほか

## (2)変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア. 大規模小売店舗の名称	ケーズデンキ京都伏見店	(仮称) ドン・キホーテ京都
		伏見店
イ. 大規模小売店舗におい	株式会社関西ケーズデンキ	株式会社ドン・キホーテ
て小売業を行う者の氏名	代表取締役 杉本 正彦	代表取締役 吉田 直樹
又は名称及び住所並びに	茨城県水戸市城南二丁目7	東京都目黒区青葉台二
法人にあっては代表者の	番5号	丁目19番10号
氏名		

## (3) 変更年月日

令和7年2月28日

3 届出年月日令和7年5月9日

## 4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業振興室

(2)期間

令和7年5月23日(金)から同年9月23日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

- 5 意見書の提出先及び提出期限
- (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和7年9月23日(火)

(産業観光局地域企業振興室)